

# 群馬県警察との「国際テロリズム等の未然防止に関する協定書」の締結

令和3年12月1日、群馬県警察本部において、協定書調印式が挙行され、佐藤会長と群馬県警察本部警備部長が協定書に調印しました。

今後、群馬県警察と連携し、テロ対策の更なる強化に取り組み、安心してバスを利用できる、安心・安全な社会の実現に努めて参ります。



【群馬県警察本部における調印式】

国際テロリズム等の未然防止に関する協定書

一般社団法人群馬県バス協会（以下「甲」という。）及び群馬県警察本部（以下「乙」という。）は、国際テロリズム等の未然防止に向けて相互に連携した活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の相互理解による協力関係に基づき、前掲共有体制を構築させることにより、国際テロリズム等の未然防止を図り、安全な社会の実現を目指すことを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は、業務を通じて次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 国際テロリズム等を防止するための啓発活動
- (2) 協会員が保有する車両等がテロに使用されないための盗撃防止等の啓発活動
- (3) 不審者及び不審物件を認められた際の警戒への通報
- (4) その他国際テロリズム等を防止するために必要と認める活動

2 甲は、会員企業・団体等に対し、前項の活動が効果的に行われるよう指導・助言を行うものとする。

(署名の保持)

第3条 甲は、この協定の採用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

(支援等)

第4条 乙は、第2条の活動に資するため、甲に対して情報提供等の支援を行うものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めがない事項又はこの協定に抵触が生じた場合には、その種別適やかに甲及び乙が協議して定めるものとする。

(別添)

第6条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

附 則

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれその1通を保管する。

令和3年12月1日

(甲) 群馬県前橋市野中町5-8-8番地  
一般社団法人群馬県バス協会

会 長 佐藤 俊也

(乙) 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県警察本部

警備部長 乗原 信彦

【協定書】